

第 1 4 期
第 6 回 東京都福祉のまちづくり推進協議会

令和 6 年 7 月 2 6 日

(午前10時02分 開会)

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 定刻となりましたので、14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第6回専門部会を開催いたします。私は本日事務局を務めます東京都福祉局福祉のまちづくり担当課長の井鍋でございます。この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初にお手元の資料をご確認いたします。まず本日の会議次第でございます。続いて配付資料です。資料1としまして、東京都福祉のまちづくり推進計画の令和6年度から令和10年度について、それから資料の2番目としまして、令和6年度における福祉のまちづくり担当の事業について、でございます。

続いて参考資料でございます。参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例、参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱、参考資料3、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿でございます。

また、会議室での出席の方には資料以外に冊子を5冊お配りしてございます。机上有るものでございます。こちらが東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方意見具申、東京都福祉のまちづくり推進計画、区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン、心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、以上でございます。

この5点の冊子につきましては、会議中の参考資料として活用するものであります。会議終了後に回収させていただきますので、お帰りの際には、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、不足がございましたら事務局のほうまでお知らせください。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。本日はオンラインで参加いただいている方を含め、22名の委員の方にご出席いただいております。大久村委員、越智委員はご都合により欠席されてございます。それから、大島委員、的野委員が遅れて参加の予定でございます。

委員の交代がありましたので、ご報告いたします。一般社団法人東京バス協会専務理事の二井田委員ですが専務理事を退任されたため、後任に理事長の濱委員が令和6年7月より本協議会の委員に就任されました。濱委員よろしくお願いいたします。

○濱委員 濱でございます。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 続いて東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部企画部長の永井委員ですが、人事異動に伴い退任されたため、後任の深尾委員が令和6年7月より本協議会の委員に就任されました。本日オンラインでご参加でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長の後藤委員ですが、副会長を退任されたため、後任に兼子委員が令和6年7月より本協議会の委員に就任されました。兼子委員どうぞよろしくお願いいたします。

○兼子委員 兼子です。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 新しく委員にご就任いただきました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

渋谷事業調整担当部長でございます。

○渋谷事業調整担当部長 渋谷です。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長に任命されておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、長谷川技術管理課長でございます。

○長谷川技術管理課長 長谷川です。よろしくお願いします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、上原建築企画課長でございますが、業務都合により代理で藤谷課長代理が出席しております。

○藤谷課長代理 代理の藤谷と申します。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 建築局道路管理部、岡部安全施設課長でございます。

○岡部安全施設課長 建設局安全施設課長の岡部です。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、業務都合により代理で小石課長代理が出席しております。

○小石課長代理 代理での出席になります。小石と申します。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 交通局建設本部、小峰建築課長でございますが、業務都合により、代理で加瀬統括課長代理が出席しております。

○加瀬統括課長代理 代理の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、武山交通政策担当課長でございますが、業務都合により黒木主事が出席しております。

○黒木主事 代理で参加させていただいております黒木と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 福祉局障害者施策推進部、志村共生社会推進担当課長です。

○志村共生社会推進担当課長 志村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 では、議事に先立ちまして、事業調整担当部長、渋谷よりご挨拶を申し上げます。

○渋谷事業調整担当部長 改めまして、福祉局事業調整担当部長の渋谷でございます。本日は会場とオンラインの併用方式のため、着座のまま失礼させていただいております。

委員の皆様にはお忙しいところ、また大変暑い中、本日は、第14期福祉のまちづくり推進協議会第6回専門部会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

さて、今回は昨年の11月になりますが、その際には第2回推進協議会として、福祉

のまちづくり推進計画策定の基本的考え方に係る意見具申を局として承ったところでございます。

その後、皆様から頂戴した意見具申を踏まえまして、都庁内関係各局と共に取り組む施策や事業について検討をまとめまして、「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）～ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して～」を策定いたしました。

策定後、委員の皆様には、計画の冊子を送付させていただいたところですが、本日は改めまして、新しいこの推進計画の概要についてご報告させていただきます。

今後とも、この計画の目標であります、誰もが自由に移動し必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会の実現を目指しまして、都庁内各局とともに計画事業を実施し、福祉のまちづくりをより一層推進してまいり所存でございます。

引き続き委員の皆様方のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。また、本日オンラインにて傍聴及び取材の方がいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録は、東京都のホームページで公開いたします。

また、本日の会議は、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催をしており、それぞれご注意いただきたい点がございます。委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいます。本日オンラインでご参加の方もおりますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくよう、お願いいたします。

それから、会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたします。特にマイクを通さないと、オンラインで聞こえないということがありますので、ぜひご協力のほど、お願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いでございます。ご自身の発言時以外はマイクは常にオフの状態としてください。発言の際は、Microsoft Teams の挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げて挙手をお願いいたします。

また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択しメッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合には、事務局からの本日の案内メールに返信をする形でご連絡を下さい。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆様、おはようございます。部会長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。オンラインの皆様も、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

今日は全体として1時間弱になってくるかというふうに思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

ご承知のように今日からですね。パリオリンピック開会式だと思いますけれども、東京オリンピックからもうあつという間に3年がたってしまいました。この間にはいろいろ、私たちの取り巻く状況も変わってきているかと思います。やはり大きいのは権利条約の総括所見と勧告と、そしてそれを取り巻く福祉のまちづくりですとか、バリアフリー関係のもの、多々ありました。

それから今年度に入りまして、国のバリアフリー施策の見直しといいますか、在り方の検討が始まっています。これも非常に私たちのこの東京都福祉のまちづくり推進協議会の議論にも反映して、影響してくるのではないかというふうに思います。

そういうことも踏まえまして、新年度の専門部会、最初になるかというふうに思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今日の議題については、二つほど用意されております。

まず一つは東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）についての報告案件、それから二つ目が令和6年度における福祉のまちづくり担当の事業についてということになります。この二つについて進めていきたいと思います。

まず最初の議題1について、資料等も含めてご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 それでは、私から説明いたします。

まず、東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）までご説明いたします。資料1でございます。

まず1枚目、東京都福祉のまちづくり推進計画です。ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指してということの概要でございます。

まず、この計画の位置づけとしましては、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な施策の推進を図るための基本となる計画でございます。

対象分野としましては、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等、あらゆる分野の施策から158の事業を掲載してございます。

まず、資料の中ほど左側です。バリアフリーをめぐる現状でございますが、都民の意識調査の結果としまして、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている人、これは6割という数字が出ております。また「心のバリアフリー」ということを知っている人、これは約5割という結果が出てございます。

それから国の動向等としまして、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定など、それから「障害者差別解消法」ですとか、「バリアフリー法」の改正などといっ

たもので、「共生社会の実現」、それから「社会的障壁の除去」のための取組を一層推進していくこととしております。

これらを踏まえまして、計画の目標を立てております。これまでの東京2020大会を契機としたハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組や現状をもとに、東京2025デフリンピックも見据え、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目指すというふうにしております。

資料1枚目の下段でございます。「福祉のまちづくり推進計画」には五つの視点を設けてございます。

一つ目としまして、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進、二つ目、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備、三つ目、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築、四つ目、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進、五つ目が、誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備えとなっております。

これらをですね、冊子にも掲載しておりますが、目標と推進に当たり留意すべき三つのポイントとしまして、福祉のまちづくりで目指す社会像の共有、それから、高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映、そして、都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進、これら三つをポイントとしまして、この目標を掲げているという形で考えてございます。

次、資料2枚目に参ります。五つのポイントを一つずつ説明してまいります。

まず一つ目、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進でございます。

まず、中段の左側でございますが、現状として、都内の鉄道駅は、ホームドア整備及び複数の出入口や乗換経路でのバリアフリールートの確保等の整備が進展してまいりました。それから都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、誘導ブロックの設置なども推進してまいりました。

都内鉄道駅でのバリアフリー化の進捗状況というのが、その下の表に示しているところでございます。ほぼ100%に近い数字を達成しておりますが、「ホームドア、可動式ホーム柵の整備状況」のみ50%程度となっております。

これらを踏まえて課題が、中段右側の四角囲みでございます。

バリアフリールートの複数化を計画的に促進していくことが重要と考えております。それからウェブサイト等でバリアフリーに関する情報について分かりやすく提供を行うことが重要と。駅、生活関連施設を結ぶ都道での歩道のバリアフリー化をさらに進めるとともに、道路の面的なバリアフリー化を推進するため、区市町村道の特定道路等の歩道のバリアフリー化に対する支援が必要と考えてございます。

これらをまとめて全ての人が安全で快適に移動できるよう、多様な利用者に配慮した

施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していくとしております。

その下でございます。これを踏まえて今後の取組の方向性でございます。たくさんありますけれど、主なものを抜粋して記載してございます。

まず、バリアフリールートの複数化を駅等の特性を踏まえ、事業者と連携し、整備を促進してまいります。次に、駅構内の案内設備やウェブサイト等での情報提供の充実、駅員・乗務員等による合理的配慮の提供等の実践に向けた教育・能力向上をしていきます。そして、区市町村道の特定道路のバリアフリー化に向けて、都道とバリアフリーのネットワークを形成するなどの路線に対して、支援を実施し、国や区市町村と連携し、道路の面的なバリアフリー化を促進してまいります。

一点ちょっと訂正がございまして、まず会場の委員の皆様の資料のほうで、今の取組の方向性の3点目ですね。ここに都道とバリアフリーのネットワークを形成するなどの、の後に「路線に対して」と追加していただければ幸いです。路線に対して支援を実施し、ということでございます。

失礼いたしました。これらを踏まえて計画事業を展開してまいります。

これも主なものを紹介しますと、鉄道駅エレベーター等整備事業、ホームドア等整備促進事業、道路のバリアフリー化、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業、観光バス等バリアフリー化支援事業、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進事業等で、合計36事業がございます。

次の資料に参ります。

次、視点の二つ目、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備でございます。

まず左上の現状です。全ての人が平等な社会参加の機会を確保するためには、誰もが同じように買物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要、そして、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進展しております。

現在の課題でございます。整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して施設整備を推進していくことが必要と考えてございます。さらに利用者の状況に応じて整備等を分散するなど、多様なニーズに配慮したトイレの整備を推進していくことが必要と感じております。さらに宿泊施設の車椅子利用者用客室の整備や建築物バリアフリー条例に基づく一般客室の一層の確保が重要としております。

これらをまとめて全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、利用者の視点に立った施設や環境の整備を進めていくとしております。

これらの今後の取組の方向性でございます。これも何点か抜粋して紹介いたします。

当事者参画を地域福祉推進区市町村包括補助事業でのバリアフリー整備の採択要件とすることで、区市町村における当事者参画による取組実施を促進してまいります。公共施設等での当事者参画、ユニバーサルデザイントイレづくりに係る好事例を周知してまいります。宿泊施設での車椅子利用者用客室等の整備促進や情報発信を強化してまいり

ます。車椅子利用者用駐車施設の適正利用の普及啓発、優先駐車区画の拡充をしてまいります。

計画事業の展開でございます。これも代表的なものを抜粋します。

当事者参画によるバリアフリー整備の推進、バリアフリー設備の適正利用の推進、宿泊施設のバリアフリー化支援事業、都立公園の整備、自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化、公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進等ですね。合計３５事業でございます。

次の資料に参ります。

三つ目の視点、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築でございます。

現状としましては、視覚・聴覚障害者に向け、都の広報物における情報保障を実施してまいりました。それから、外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人に向け、まちなかにピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置等を実施してまいりました。それから、都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子利用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化し毎年度更新してきました。

課題でございます。ユニバーサルコミュニケーション技術の開発や社会への普及を促進するため、さらなる普及促進策の検討が重要と考えてございます。手話のできる都民の育成に加えて、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することが必要としております。

まとめて、誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段による情報提供を推進するとともに、円滑なコミュニケーションを取ることができるよう、環境整備を推進してまいります。

今後の取組の方向性でございます。東京２０２５デフリンピックの開催を契機に、ユニバーサルコミュニケーション技術の社会への普及を促進してまいります。それから、手話の普及促進を図り、手話のできる育成を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉を向上してまいります。

計画事業の展開でございます。視覚障害者向け都政情報の提供、外国人に対する生活情報の提供、交番等における手話技能取得者の活動、ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業、バリアフリー情報発信支援事業、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用、合計の３６事業となっております。

次の資料に参ります。

四つ目の視点でございます。共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進でございます。

現状としましては、バリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進してきました。それから、「ヘルプマー

ク」について、局を超えた連携をはじめ、区市町村への協力依頼や事業者団体等への周知などの取組を推進してまいりました。

課題といたしましては、多くの都民が障害の理解のための社会モデルの考え方を正しく理解し、生活の中で実践できるよう、SNS等を活用して広報を強化することが重要と考えてございます。バリアフリー設備について、どのような人が真に必要としているのかを含めて、都民の理解と認識を深めるべく、普及啓発の強化が必要と考えてございます。サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修等の取組をさらに周知していくことが必要と考えてございます。学校教育と連携した、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開や当事者とともに推進する取組が重要としております。

これらをまとめまして、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していくとしております。

今後の取組の方向性でございます。心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、ホームページによる情報発信や集中的な広報活動を実施してまいります。心のバリアフリーに取り組む企業等と連携し、心のバリアフリーに対する社会的機運を醸成してまいります。「ヘルプマーク」について、より多くの人に知ってもらえるよう、広域的な普及を含め、積極的な普及啓発の実施をしてまいります。

計画事業の展開でございます。心のバリアフリーに向けた普及推進、福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈、福祉に関する教育の充実等、ヘルプマークの推進、共生社会実現に向けた障害者理解促進事業、人権問題に関する普及啓発事業、合計39事業でございます。

次の資料に参ります。

五つ目の視点で、誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備えでございます。

現状です。大規模災害が発生した場合には、全ての被災住民が支援を必要とするが、中でも要配慮者は、災害時の一連の行動に当たって支援を要することから、十分な配慮が必要でございます。それから、社会福祉施設等の診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化を促進してまいりました。それから、災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成など、災害時及び緊急時に備えた取組を推進してまいりました。

課題でございます。要配慮者を含む住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要としております。それから、避難所となる学校施設のバリアフリー設備に取り組む区市町村を支援することが重要としております。要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要としております。

これらをまとめまして、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で要配慮者への対応を着実に実践できるよう、事前の備えや緊急対策の計画立案を加速させるととも

に、日常生活での事故防止を図るとしております。

今後の取組の方向性でございます。福祉避難所となる社会福祉施設等の耐震化を引き続き促進していくとともに、個別避難計画の作成、学校施設のバリアフリー化等に取り組む区市町村へ効果的な支援を継続していきます。災害時要配慮者に対する支援体制の整備への効果的な支援の実施をまいります。

計画事業の展開でございます。主なものとしまして、社会福祉施設等耐震化促進事業、災害時における要配慮者の支援体制整備の促進、要配慮者の安全対策、ヘルプカード作成促進事業、子供を事故から守る環境づくり、合計12事業でございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは今資料1のご説明いただきました。資料1は今ご説明していただいたとおり、東京都福祉のまちづくり推進計画、今年度からスタートします。令和10年度までですが、そこまでの関連する各部局の状況について説明をいただきました。それぞれの部局が令和6年度からスタートをしているということになります。

後ほど、また資料2のほうで福祉のまちづくり担当の事業についてはご説明いただきますけれども、まず全体の状況について、これまでも意見具申等で議論してきたことの内容にはなっておりますけれども、皆様方のほうから特に伝えておきたい、あるいは教えていただきたいとかということがありましたら、新委員の方もいらっしゃいますので、遠慮なくご発言いただければと思います。

そしてオンラインで参加の皆様も発言しにくい状況もあるかと思いますけれども、遠慮なく挙手機能を使ってお聞きながら、ご発言いただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構です。ページ数はそれぞれの全ての5事業あります。五つの視点の説明をいただきましたので、それぞれの場面に分かれるかというふうに思いますので、お気づきの点がありましたら、意見表明いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

それでは会場のほうから市橋委員の手が挙がりました。市橋さんお願いいたします。

○市橋委員　市橋です。推進計画づくり、第1期目からやって、まちづくり条例をつくる段階から参加をして、僕はすごく覚えていることが、つくるときの委員さん、僕の先生が、市橋君、この条例は小さくつくって、大きく育てようと言って、僕がその条例をつくるときに、かなり不満を言ったんですけれども、取りあえず生もうよということでもって、そういう意味では、まず大きく育てているねということは、僕が今回の推進計画を見て、思いますが、その育てている中で、いろいろこれから考えなきゃならないことを、ちょっとずつ意見を言わせていただきます。

まず一つは、そういう意味では例えば駅のエレベーター、やっぱりすごいパーセントで98%になったということは、やっぱり関係者の努力と、我々がやっぱり言い続けた

ことだと思います。そういう意味では、すごいことですけれども、視覚障害者の人たちからは、やっぱりエレベーターだけが90%になって喜んでいるんじゃない、ホームドアが51%というのを、もっと注目するようにと言われて、確かにそれで、ホームドアがやっぱり90%ぐらいにいく努力を、僕らもやらなきゃいけないし、声を上げていきたいと思います。

もう一つは、僕らが非常に言っていたところで、バリアフリールートの1ルート目は98%だけど、2ルート目というのは、今回何回も言って推進計画に入れていただいたので、やっぱり僕らは声を大きくして言うべきだなということを思っています。

ただ、本当にこれは、僕らの声を聞いてやっていただきたいと。例えば最近はっと気がついたある会議が一回あって、東京都心身障害者福祉センターが飯田橋にあるが、飯田橋であるくせに、地下鉄の大江戸線でおいたら、職安の向こう側、後樂園の庭の近くの出入口から歩道橋を乗り越えて行かなきゃいけないと、これ差別じゃないのって言われて、なるほどだなと思いました。

雨の日どうするかと言われて、僕は東京都の職員じゃないからごめんなさいと言う必要はないとは言ったわけですが、問題点は乗換えのときに、普通の人なら、濡れないで済むところを、濡れて行くようなルートはなくしていくようなことを引き続き目標にしながら、この計画を進めていくべきではないかなと思います。

それから、道路のことで言えば、もう一個言いたいことがあります。やっぱり東京都の道路に関して、私たちが要求をつくるとき、国道と都道と区市町村道との境が分からないんですよね。これは一般市民が知らなきゃいけないことじゃなくて、そこを総合的に計画をかけていこうという、これも何回も言っていますけれども、そこら辺のことをやっている総合計画が必要じゃないか。お役所仕事だと言われたいようなことをやりたいと思います。

三つ目に、ユニバーサルコミュニケーション技術、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリーで、最近僕が経験したことを一つ言います。

僕、最近までガラケーの携帯電話を使っていました。それが壊れちゃったもので、スマホにやっとなえました。ただ、スマホだと僕の不自由な手だと、ボタンを押すと、かえってどっかにいっちゃうという今も持っていますけど、困っている状況があって、息子にやってもらって、おやじ勉強しろよということを言われたりするわけですが、ただ、驚いたことがあるんです。

パソコンや何かでも比べたんですけれども、音声入力、5年前にあるところで音声入力をやったんですけど、俺みたいな言語障害、ほとんど受け取ってくれませんでした。ところが、新しいスマホで音声入力をやると、これが正確に出るんです。びっくりしちゃって。

何を言いたいかというと、そういうことを試すことができるようにしたいと。僕はスマホに変えるときに、携帯会社で二つずつスマホを見せていただいて、どっちがいいか

なということを30分くらい悩みました。これが情報を持って帰って試せるような状況になったら、もっといいのになということを思いましたが、今は無理ですね。

例えば、計画にも書いてはありますが、新しい情報というのは数名の障害者にとっては、新たなバリアをつくる状況があると思います。そういう面で、こうした状況を克服できるような成果を期待します。例えば携帯会社と東京都にある茗荷谷のITセンターが。ただ、あそこはほとんど活用されていないですね、交通不便で。都庁の1階辺り、あるいは東京都の障害者福祉会館ぐらいに、そういうところを設けて、企業に競わせて、3種類くらい持って帰って、各企業から持って帰っていいよと、そうやって比べてみなさいと、そういうところまでできるような社会が本当の情報バリアフリーではないかなと思います。

そのほかに幾つか言いたいことはあるんですけど、長くなるので、日にちはかかるけど文章で提出させて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございました。たくさんご意見をいただきました。駅に関する、エレベーターも含めてですね。

○市橋委員 もう一個だけ、短く。

○高橋部会長 手短にお願いしますね。

○市橋委員 災害の問題で、個別避難計画の問題が出ていますが、今、全国的には個別避難計画作成は、何%ぐらいいっていますか。はっきり言って、すぐお答えできると思うんです。そのお答えを用意していただきたいのと、その個別避難計画の作成状況はどの部局がつかんでいるか、これも東京都の所管が明確ではないです。そこを明確にするために、日数はかかってもいいですから、明確にお答えをいただきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。最後についてはまた別途、状況を調べていただいて、正確なものを教えていただければと思います。全体的な報告は国のほうも含めて出てきているかというふうに思いますけども、どうぞよろしくお願いします。

それで今、7点8点ほどたくさんいただきましたので、時間の関係もありますから、一つ一つ確認はいたしませんけれども、駅も含めて、あるいは道路も含めた連携の問題だとか、さらなる複数ルートの問題ですとか、あるいは情報バリアフリーが新たなバリアをつくるという、そういうことも含めてですね、ご認識いただければというふうに思います。ありがとうございました。

オンラインで川内委員のほうから手が挙がっているかと思います。川内さん、ご発言ください。

○川内委員 川内です。

4番ですね。課題のところですかね。心のバリアフリーについて書いてあります。その中で、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していくと書いてあります。これは国が出している文章とほぼ同じような文章になっているんですけども、全ての人が平等に参加できる社会や環境に

について考えるというのは、それぞれの人々がイメージする考え方が全然別だと思うんですね。だから、東京都として、この全ての人が平等に参加できる社会や環境というのはどういうものなんだという、何か心のバリアフリーの定義というものを、示していただきたいんですが、どういう定義をお持ちでしょうか。

○高橋部会長 質問でよろしいですか。

○川内委員 つまり全ての人が平等に参加できるとかいうと、日本国民の多くは私の調査によれば、人権とか尊厳とかという発想を非常に持っていない人が多いために、ただ障害のある人を見たら手助けして助けてあげて、守ってあげればいいんだというような発想もあり得るわけですね。ですから、心のバリアフリーというのを抽象的な個人の判断に任せたら、国連が指摘しているように、非常に保護主義的というか、保護体質の強いパターンリズムの強い日本社会の中では、そういう方向に行ってしまうわけです。

障害のある人は、とにかく手助けしましょう。困っていようがいまいが、見たら手助けしましょう、というような風潮が今世の中にはいっぱいあるわけで、じゃあ、東京都が求める心のバリアフリーって、目指す社会はどのような社会なのか。心のバリアフリーはどのような定義なのかということを示していただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。川内委員のほうから1点ありました。

この資料の4の視点になりますけれども、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進ということになります。東京都は、これまでの福祉のまちづくりの推進事業の中で共生社会、多様な社会といいますか、様々な立場を認めるという、その人権を認めるということを主張してきたというふうに思いますけど、改めて全ての人が平等に参加できる社会や環境についてということ、東京とは一体どのような平等に参加できる社会を目指しているのか、環境について何をを目指しているのかということ具体的ということですが、これは簡単に一言で説明し切れない部分もありますけれども、あるいは、川内委員のほうの中では、心のバリアフリーの概念というか、そういうことも含めてご質問しているというふうに理解しておいて、いいですか。

東京都が求めている心のバリアフリーって一体何かというように、理解しておいてよろしいでしょうか。

国の場合は国で2020行動計画の中で一定の定義がありますが、これについても東京都の推進計画でこれまで記述してきた、ほぼ同じようなことを記述してきたところだというふうに理解をしておりますけれども、これについての再確認、簡略化していますので再確認だというふうに思います。

いずれにしても、再確認のことだと思いますけど、再確認の指摘ですので、それについてお答えいただいて、もし、まだ課長も着任早々なので、答えにくいところも川内委員も承知しながらご質問かというふうに思いますけれども、改めてだと思います。よろしくどうぞお願いします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 分かりました。井鍋です。

高橋部会長からもちっと助け舟いただいたとおり、ちょっとまだ着任早々ということで、私自身も非常に勉強中のところもございますが、川内委員のおっしゃったとおり、例えば心のバリアフリーというのが何か助けてあげるとか、助けてあげればいいのかということではないということですね、この着任してからの数か月、私も理解してきたところがございますので、東京都としては当然、川内委員のご指摘のとおり、そういったことではなくて、本当の意味での心のバリアフリーというのを普及できるように進めていきたいというふうには思っておりますので、今後も引き続き勉強させていただきながら推進していきたいと思います。

すみません、ちょっと完全な答えにはなっていないかと思いますが、ちょっとよろしくお願いいたします。

○川内委員 分かりました。ですが、東京都としての態度というか、私の調べた所によれば、どうしても日本人に心のバリアフリーという言葉投げかけると、心優しさ、思いやりになっていくんです。人権とか尊厳というのが後回しにされるんですね。けれども、本来は個人の自己決定だとか、平等って何だとかいうようなことを、きちんと考えなくてはいけないんだけど、末端で教育活動を具体的にどこかで行うというふうなところになるとですね、どうしても優しく接しましょうねとか、そういう話になっていくわけです。

ですから、だからこそ目標をきちんと出してほしいということを行っているんですね。どういう方向に私たちは考えていくべきなのかというのを、出してほしくて、これは時間もないことですし、ちょっと回線が悪いので、今日ということには求めませんけれども、はっきり出していただきたくて、そして私たちにもきちんと周知していただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 川内さん、ありがとうございました。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 川内委員、どうもありがとうございました。すごくお話をほうはよく分かりまして、もうそういったことがよく伝わるように今後、都でも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川内委員 了解いたしました。よろしくお願いします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

人権あるいは個人の尊厳を尊重した上で、確認した上で、様々なバリアフリーを進めるということの前提に立っていることは間違いないというふうに思いますので、そのように認識しておきたいと思います。ありがとうございました。

時間の関係もあってすみませんけど、ちょっと次の議題も説明を受けて、そして、両方の資料1と資料2も含めた意見交換をしておきたいというふうに思います。すみません、よろしくお願いいたします。

それでは、次の資料2の説明、今年度ですね、福祉のまちづくり担当事業の説明について移らせてください。よろしくお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 引き続き井鍋より説明させていただきます。

令和6年度福祉のまちづくり担当の事業についてということで、資料2でございます。まず1枚目からご説明いたします。

福祉のまちづくり担当の事業の基本的な考え方としまして、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、心のバリアフリーの理解促進や当事者参画に係る取組を一層推進することなどにより、ソフト・ハード一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速するとしてございます。

まずは我々の事業としまして、中段左側に福祉のまちづくり条例に関することというのがございます。これは今日は専門部会でございますけれども、福祉のまちづくり推進協議会の運営、第14期でございます。それから、そのため福祉のまちづくり推進計画、これ先ほど説明したものの、この推進状況というのを158事業の推進状況を推進計画評価委員会で取りまとめていくということがございます。

それから、その下以降はですね、各事業でございます。福祉のまちづくりの事業としまして、大きくここに①から⑤まで挙げさせていただいております。ちょっと時間の関係もありまして、簡単に説明させていただきます。

まずは①として、福祉のまちづくりの普及・推進でございます。これはマニュアル等の印刷・配布ですとか、あとは福祉のまちづくり整備基準適合証の印刷とか、システムの運営とか、あと知事感謝状の贈呈なんていうこともやってございます。

それから②ですけれども、心のバリアフリーの理解促進ということがございます。これは都民向けの集中的広報事業ですとか、あとは心のバリアフリーサポート企業連携事業、それから障害者等用駐車区画の普及啓発、これはポスターですとか、カラーコーンカバーの作成といったものがございます。この集中的広報事業については後ほど詳しく説明させていただきます。

下段の今、福祉のまちづくり事業という四角囲みの説明でございます。今②まで説明したところでございます。

③情報バリアフリーの普及推進でございます。UDナビ、ユニバーサルデザインナビの充実と普及啓発、それから、トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化、これ先ほども少しお話に出てきたものです。もう一つがカラーユニバーサルデザインガイドラインの改訂に向けた検討というものがございます。これも後ほど詳しく説明いたします。新規事業でございます。

それから④としまして、ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る区市町村補助、これは最新のデジタル技術を活用してユニバーサルコミュニケーションを推進していくということで、区市町村における情報バリアフリーの取組を促進ということでございます。これも後ほど詳しくお話いたします。

⑤最後ですけれども、地域福祉推進区市町村包括補助事業、補助事業でございます。これ公共トイレの介助用ベッドの設置促進ですとか、障害者等用駐車区画の適正利用の推進、それから情報バリアフリーに係る充実への支援、心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援、それから、その他というところで、こういったことを補助事業としてやっているということでございます。

それでは、次のページに参ります。

先ほど詳細説明すると申した、まず一つ目でございます。心のバリアフリーの集中的広報事業でございます。まさに先ほど川内委員からご指摘いただいた、この事業でございます。

事業概要としましては、施設のバリアフリー整備に加えて、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」への理解を促進し、共生社会の実現を目指すとしております。

目標としまして、都民の「心のバリアフリー」の認知度は、冒頭にちょっとご紹介しましたが、令和3年度に心のバリアフリーの言葉を知っているという方が約50%でございましたので、これを令和12年度末、2030年度末で75%にするということを目指してございます。

事業内容でございます。まず、これは昨年度、令和5年度の取組です。まずイメージしやすいキャッチフレーズとシンボルマークを設定いたしました。図のこの資料のほうでは右側に、キャッチフレーズとシンボルマークとしております。エクスクラメーションマークとハートマークを合わせたようなシンボルマークでございます。

それから、心のバリアフリーのホームページの開設をいたしました。これは昨年12月に開設してございます。情報発信サイトとしまして、心のバリアフリーに基づいて学べるようなコンテンツもございます。

それから、動画広告の配信です。動画広告の配信をして、そこから「心のバリアフリー」のホームページへの誘導ということもしてございます。昨年度は子供、10歳から18歳ですね、主に、向けに一般向けに広告動画を作成いたしました。このホームページに掲載するほかですね、YouTube等の広告配信を実施いたしました。

それから、心のバリアフリーに関する解説動画、こちらも制作いたしました。子供向けの「心のバリアフリー」の学習を補助する解説動画でございます。それから、バリアフリー設備、昨年度公共トイレの適正な利用を促す動画、これを作成してございます。それから、普及啓発リーフレットの作成です。公共トイレの適正利用の普及啓発リーフレットも作成いたしました。それからポスターコンクールの実施です。これ毎年行っているものですが、小学生の部、中学生の部から優秀な作品を選ぶということをやっております。

次に、事業内容、令和6年度、今年度の取組でございます。

まず、動画による広告を引き続き実施いたしますが、都内で実施されるイベント等で

広告動画を放映していきます。それからY o u T u b eやI n s t a g r a m等で広告動画の配信というの、これもやってまいります。

それから、若年層、昨年度子供向けということですが、今年度は若年層ということで、16歳から39歳向けに著名人を起用した広告動画の作成というの、これもやってまいります。令和6年12月頃を目指しております。

それから、解説動画の作成でございます。これはですね、後ほどちょっとお話をまた別途させていただきますが、見た目では分かりにくい障害者等への配慮というものと、それから聴覚障害者や外国人等への配慮、障害者等用駐車区画の適正利用ということでございます。それから普及啓発リーフレットの作成、これは障害者等用駐車区画の適正利用のリーフレットでございます。それから昨年度に引き続き、ポスターコンクールの実施をまいります。

次の資料に参ります。

次が「カラーユニバーサルデザインガイドライン」の改訂に向けた検討ということでございます。

現状・課題です。平成22年、ちょっと古いですが、カラーユニバーサルデザインガイドラインというガイドラインを発行してございます。色覚異常のある方に配慮した色遣いの工夫などをまとめたものでございます。これが作成しましたが以降更新されていないという状況がございます。

それから高齢者、例えば老眼ですとか白内障といったこと、それから障害者、知的障害者の方と、それから子供、外国人も含めて、全ての人に広報物が分かりやすく、読みやすくなるように、情報保障が重要であると考えてございます。そういったことを踏まえて、文字の大きさやフォント、図表やイラスト等のレイアウト、やさしい日本語の活用等の要素も包含したガイドラインへのアップデートが求められているというふうに考えてございます。

事業と内容としましては、情報バリアフリーの推進に向けまして、あらゆる人がアクセスしやすい広報物等について検討し、ガイドラインを策定するなど、情報アクセシビリティ確保の取組を推進してまいりたいと考えてございます。福祉のまちづくり推進計画にも位置づけております。

今年度の取組でございます。まず「カラーユニバーサルデザインガイドライン」改訂に向けた検討会を開催していきます。学識経験者やそれから色覚・白内障・知的障害者等の当事者団体、それから印刷事業者団体等で、メンバーを構成していきたいというふうに思っております。それから、都の広報物についてですね。ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、検証をいたします。

この1、2を踏まえまして、既存の「カラーユニバーサルデザインガイドライン」を刷新して、広く周知していきたいというふうに思っております。庁内をはじめ、区市町村、民間事業者等へ広く周知していきます。

スケジュールを最後に載せております。年内検討会 3 回ほど行いまして、第 4 四半期に検討結果を取りまとめて、最後、ガイドラインの改訂というふうに行きたいと考えてございます。

次の資料に参ります。

最後は、ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る区市町村補助というものでございます。ユニバーサルコミュニケーションに係る最新のデジタル技術を活用し、区市町村における情報バリアフリーの取組を促進する。

目的としましては、まず 2025 年に東京で世界陸上とデフリンピックが開催されます。これを契機に、国籍の違いとか障害の有無にかかわらず、「いつでも・どこでも・誰とでも」つながる街・東京を実現するため、各局で連携してユニバーサルコミュニケーションの取組を推進していくという、それが必要と考えてございます。

最新のデジタル技術を活用しまして、誰もが交流できる大会を創り上げるとともに、大会のレガシーとして技術の社会への普及を図るためには、都だけではなく、様々な主体による取組が重要であり、情報バリアフリーの取組の一環として、区市町村における技術導入を促進していくというものでございます。

実施内容としましては、このユニバーサルコミュニケーション機器を導入する区市町村を支援してまいります。予算額としては全体で 8,200 万円、対象経費としましては、これがユニバーサルコミュニケーションの機器が何かというお話なんですけれども、透明ディスプレイというものがございます。これは下の画にちょっと描いてあるんですけれども、アクリル板みたいなものを間に挟んで、相手方とこちら側で話した内容を、テキスト、文字列で表示したり、あとは多言語対応で翻訳して表示したりといったものでございます。これが透明ディスプレイというものの。

それから、あと、音声文字化サービスというものがございまして、こちらは会場アナウンスなどを瞬時に文字化・複数言語化して、大型のビジョン、デジタルサイネージですとか、もしくは選手、観客なんかのスマホにも表示できるような機器を想定してございます。

これらの導入に係る費用というのを支援していくというものでございます。補助基準としては 1 区市町村辺り 300 万円ということで、補助率は 3 分の 2 というふうにしてございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間がほとんどないんですけれども、10 分ほど、今の資料の 2 につきまして、意見をお伺いしたいと思います。

申し訳ないんですけれども、市橋委員と川内委員は、ちょっとひと休みしておいていただいて、それ以外の方からのご意見をいただきたいと思いますので、すみませんけど、短めをお願いしたいと思います。資料 2 についてです。いかがでしょうか。

○比留間委員 一度に通してでいいですか。

○高橋部会長 はい、じゃあ、短めに。比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 比留間です。

資料の1と2、通して簡単に、2つお聞きします。

まず、ひとつ目が心のバリアフリーです。学校教育の中で、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

それからもうひとつは、社会福祉法人の役員としての立場で、ちょっとお聞きしたいと思います。耐震改修に補助を出すとのこと。これは、どのような基準で、どういうことをお考えなのでしょうか。

この2点をお教えいただければと思います。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。後ほど、ちょっとまとめて、答えられる範囲でお願いしたいと思います。宿題も残るかもしれません。

それでは順番に行きたいと。じゃあ、菊地委員から。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。事務局長です。

資料1と2の説明を受けて、私たち精神障害者の立場からすると、なかなか精神障害者の立場というのは難しいと思いましたね。あまり、具体的に反映されていないんですね、私たちの立場というのがね。

じゃあ、どういうことを言いたいかというと、ユニバーサルデザインとかバリアフリーとかいう言葉の中に埋もれてしまっているのが精神障害者だと思うんですよ。じゃあ、一体どういうことが発信できるのかということになってくると、この、今日の資料の中にはないんですが、ベーシックインカムということがありましてね、これは基礎的収入の補助とかというふうに訳されているんですが、諸外国では、欧米では実施されているところもあるというふうに伺っています。

具体的にはどういうことかというと、障害のある世帯に現金的な支給をするということなんです。金額はそんなに多くないということでもよしいんですけども、3万円とか5万円とかの金額を障害者の世帯に支給するという、そういう制度が既にあるんですね。

そういうことが求められていると思うんですよ。精神障害者は、やっぱり一番、金銭的に困っている人が多いんですね。ですので、そういうユニバーサルデザインとかバリアフリーとかとは違って、各世帯の金銭補助というところが、私たちの一番求めるところなんです。

一応、そういうことでお話ししておきます。以上です。

○高橋部会長 菊地さん、ありがとうございました。精神障害の方々の立場についての、様々な内容が反映されていないということで、一例としてベーシックインカムの話がありました。これについても、福祉まちづくり担当になるのか、あるいはほかの部局になるのかということも含めて、事務局のほうで少し整理して後日お答えをしていただけれ

ばというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、二條委員、お願いいたします。

○二條委員 二條です。

私から、まず資料1について、1番の部分で、エレベーターが設置されている率が98.0%ということで、100%に近いというご説明をいただきましたが、こちら、確かに率としては98%という高い率ではあると思うんですけども、実際に使っていく、利用していく中で感じていることとして、やはりサイズが小さいなというふうに感じております。

車椅子ユーザーだけではなくて、ベビーカーの方やご高齢の方も含めて、エレベーターを利用する機会というのは、これからもっともって増えていくんじゃないかなと思います。ですが現状、エレベーターの前にはかなりの列ができているという状況が発生しているので、率を上げていくということももちろん大切ですが、大型化していくということも盛り込んでいただきたいなと感じております。

それと、3番のところの情報バリアフリーの部分についてですが、こちら、デジタルサイネージなどが現在、いろいろなところで出てきていると思うんですけども、私はこれが、これからすごく大事になるかなと考えております。

なぜかという、リアルタイムな情報の更新ですとか、あとは多言語対応ができるということ。災害時などの、そういった緊急な情報もリアルタイムに更新していくことができると考えておりますので、こちら、もう少し普及していくといいんじゃないかなと感じております。

そして資料2について、2ページ目の事業内容のところ、具体的に広告が掲載される場所ですとか、事業のご説明をいただいているんですが、現状の案ですと、自分で情報を取りに行く、自分で見に行くようなところでの広告や活動が、率が高いのかなと思っています。

もっと自然に目に入ってくるような場所に情報を流すことによって、心のバリアフリーの認知度のパーセントが上がっていくというところにつながるのではないかなと感じました。

以上です。

○高橋部会長 3点、ありがとうございました。

それでは、じゃあ、織田さん、お願いいたします。

○織田委員 ありがとうございます。NPO法人ウィーログの織田友理子です。

先ほどの1で話したかったことがあったので、1の内容について。主に建築物等道路についてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど、二條委員からおっしゃられたように、私も本当に全く共感で、東京駅とかのエレベーターのサイズが本当に小さくて、大行列をしている、そこがなかなか解消されないというところでは、今後、基準値を再検討していく必要があるのではないかと思います。

ております。

あと、もう一つ、道路につきまして、東京都は横断歩道の段差について2センチと定められています。条例によって変わると思うのですが、例えば品川区大井町駅前ではゼロ段差だったり、神奈川県川崎市、愛知県豊橋市など、段差がないところがいっぱいあって、全国の市区町村によって対応策が講じられております。

ゼロ段差というものを、いま一度検討してはどうかと考えております。なぜならば、やはり車椅子ユーザーにとっては2センチ、たった2センチの段差であってもつまずいてしまうきっかけになったり、車椅子から放り出されてしまったり、倒れてしまったり、また、ベビーカーを押すお父さん、お母さん、また、つえ歩行の方々にとっても、2センチというのが大変支障になっております。

視覚障害者の方々にとっては命綱ということも重々理解しておりますので、そちらの点につきまして、安全対策を十分に講じた上での検討を、ほかの市区町村と同様に、東京都でもしていただければと考えております。

もう二つあります。あとは、ルート確保が大切という観点でお話しさせていただきたいです。東京ミッドタウンから美術館に渡るまでの経路において、一方はエレベーター、一方は階段というところがあります。例えば、建物の中に入ってしまったときに、エレベーターが止まってしまったら、車椅子ユーザーとかは取り残されてしまいます。ルート確保の観点から、災害時において、本当にこれが安全なのかを、公共施設などの大規模な施設については基準を見直すのが、安全確保、災害時の避難経路の観点からは、すごく重要なのではないかと考えております。

最後に、建物についての段差、間口についてです。誰もが円滑に移動するために、全ての人が快適に利用できる施設を造っていくために、東京都においても、全ての施設で入り口をバリアフリーにしていくことを、今後検討していただければと考えております。

今後建てられる主に新築、全ての建築物は、原則、入り口をバリアフリーにする条例をつくれるのではないかと。例えば、鳥取が例に挙げられますけれども、条例で2,000平米の床面積に関係なく、全ての建築物を段差なしと原則義務づけられていまして、例外を認めるケースは審議して認められているという事例がございます。

日本のどこかの県において、入り口に段差を設けないということが実現されているのであれば、東京都でもそれは実現可能ではないかと考えております。また、特別特定建築物だったり、2,000平米以上だったり、いろいろ制度はあるものの、2,000平方メートルと定めずに、やはり小規模店舗が基準適用から除外されているという現状が、今ありますので、そちらについて東京都でも未来を見据えて、義務化していく必要があるのではないかと考えております。こちらのほうの検討も、ぜひお願いしたいです。

不特定多数の人が利用する施設へのアクセスは人権でありまして、国連勧告でもアクセシビリティについては指摘されておりますので、今後、東京都でも十分議論していただきたいと考えております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見の最後は、佐藤委員。日本女子大の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 皆さん、こんにちは。日本女子大の佐藤です。

1点、これから具体的に資料2に関して検討を進めるという、事業の検討を進めるということで、私はカラーユニバーサルデザインガイドラインの改定について、ちょっと気になったことをお話ししたいと思います。

気になったというか、カラーユニバーサルデザインのガイドラインを更新するというか改定するに当たって、やっぱり、これって情報アクセシビリティ、情報のバリアフリーの一つがカラーUDだと思います。

そう考えていくと、東京都のほうでも今日、机上配付されてますけれども、情報のバリアフリーガイドラインも作られていますので、もしかしたら検討の過程で、この情報バリアフリーガイドラインのアップデートというか、更新も必要になる場面というか、検討課題というのが出てくるとと思いますので、カラーユニバーサルデザインに限らず、情報バリアフリーのガイドラインの更新も併せて検討したほうがいいんじゃないかなというふうに、ちょっと思った次第でございます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

はい、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 民生委員児童委員の山本でございます。

先ほど、比留間委員の、ちょっと答えになるかなと思うんですが、共生社会実現に向けた心のバリアフリーというところで、学校教育と連携したということで、この間、社会を明るくする運動ということで、子供たちに作文を、小学校と中学生に書いてもらっているんですが、そこで、心のバリアフリーという題名で書いた生徒が優秀賞をもらったんですが、学校教育では、かなり、やはり心のバリアフリーとか、障害者に対する意識が、非常に浸透していると考えました。

これからも、共生社会ということで、小学校の低学年のうちから、どのように、そういうふうに共生社会が営んでいかれるかという教育が、ほぼ浸透しつつあるのかなとは思いますが、先ほど、川内委員の言われたように、ただ、優しくするとか、手をさしのべるんじゃなくて、逆に障害者、ちょっと助けを必要としている人たちが、どのようなことを望んで、これ、毎回出ることなんですけれども、どのようなことを望んでいるのか、どのようなことを私たちにしてほしいのか、また、どういった気持ちで私たちが寄り添っていったらいいのかというようなことを、やはりしっかり子供のうちに一緒に考えていくというような、そういう形が出来上がっていくのが望ましいのではないかなと考えております。

以上です。

○高橋部会長 ご意見、ありがとうございました。

後半のほうも、資料２と、それから資料１について、改めてご意見がたくさん出てまいりました。恐らく、まだほかのオンラインの方々も、ご意見を出したい方がいらっしゃるかというふうに思うんですけども、大変申し訳ありませんが、後ほど、また事務局のほうには、様々な方法でご意見を出していただければというふうに思いますが。

今、最初に比留間委員も含めて、幾つか質問が出ておりますので、答えられる範囲で事務局のほうでお答えを、まずしていただいて、そして、この専門部会の協議を終了させていただきたいと思いますが。

事務局、いかがでしょうか。よろしいですか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 ちょっとお待ちください。

幾つか、ご質問もいただいているんですけども、後日改めてメール等で展開させていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

比留間委員からは、心のバリアフリーについての学校教育でのこと。それから、あとは耐震基準に関する補助の関係ですね。後日の回答とさせていただければと思います。

○渋谷事業調整担当部長 渋谷でございます。私どもの事業であります心のバリアフリーの関係では、いろいろ考えなくてはいけない、伝え方、内容を考えなきゃいけないと思っております

学校関係であれば、ポスターコンクールなどを既に、これまでもずっと継続して実施しておりまして、その材料として今回作りしました広告動画、解説動画なんかは使っていただけるようにしていきたいと思っております。

それから、今年度は、カラーUDガイドラインの改訂で手一杯ですけども、情報バリアフリーガイドラインとの整合性、その改訂を意識しながら進めてまいりたいと思っております。

それからもう一つが、ユニバーサルコミュニケーション技術、市橋さんから、大分性能がよくなったねと言っていたいただいたもの、これを区市町村に導入するという、我々の、この部署でやっていかないといけない事業というのを、本日ご紹介しまして、ここは着実に進めてまいりたいと思っております。

ただ、菊地さんからお話のありました手当という辺りは、障害者福祉計画の中で盛り込まれるものだと思いますし、担当の部署に伝達したいと思っております。

また、ほかの皆様方から、先に向けて、いろいろ基準の改定であるとか、条例で定められないのかというようなことをたくさんいただいた件につきましては、それは、やはり今、ここで、すぐになかなかお答えできない、そういう意味では、まだ、今後の検討課題だと思っております。

確かに、これも所管の部署に共有していきたいと思っております。我々が考えるべきところは考えてまいりますというところでございます。

個々に残っている項目、耐震改修の補助は始まっておりますので、補助基準について

は、担当部署に言って調べてお答えします。あるいは市橋さんからありました数字とか、個別避難計画の作成状況などは追って、皆さんにメールでお答えしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

福祉局以外のところにも関係するものもありますので、少し整理をしていただいて、議事録をもちろん確認はしていただく形になりますけれども、次回の専門部会の際にも、その内容について皆さんと共有させていただければと思います。

建築のバリアフリー化についてのご提案も、いろいろいただきましたので、そういうことも含めて、都も含めて、あるいは都以外の部分との連携もあるかというふうに思いますので、それらも含めて課題として整理をしておきたいと思います。ありがとうございます。

どうしても、とにかく、この専門部会の中で、今日の段階で話をしておきたいという方が、もし、いらっしゃれば簡単にお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、兼子委員、会場から手が挙がりました。

オンラインのほうからは、いかがでしょうか、皆様。

はい、分かりました、前野委員。

では、2名ほどいただいて、すみません、終了させていただきたいと思います。

それでは、兼子委員から、お願いいたします。

○兼子委員 初めての参加なので、うまくかみ合ってお話しできるか分かりませんが、

1番のところで、交通機関や道路等のバリアフリーということなんですけれども、私自身、77歳の高齢者ですし、通常の交通手段というと、やはりバスが、私は市民の足になっていると思うんですけれども、バスの乗り降りの問題ですね。低床バスなども造られていますけれども、あれは、どう言ったらいいんですか、プラットフォームと言ったらいいんでしょうか。バスと、そのプラットフォームの間がかなり開いていますのでね、高齢の人たちが乗り降りで随分難儀しておられると。

こういったことについても、どのように解決していけるのか、いつもバスに、私自身もかなり間が開きますとね、一編、道路、車道のほうに下りて、また歩道のほうに上がるとか、多分、つえを使った方とか、ちょっと障害のある方は相当難儀しておられると思いますのでね、こういったことも視野に入れていただいて、このバリアフリーの問題を検討いただけないかと。

ちょっと初めての参加であれですけれども、ちょっとそんなことを思いましたので。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。国のガイドラインとも関係してくるかというふう

にと思いますが、東京都の福祉まちづくり条例等、あるいは公共交通機関のガイドラインのこの中にも、マニュアルの中に入っていたかというふうに思いますので、点検しながら確認をして、必要な対応を考えていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、前野さん、お願いいたします。

○前野委員 前野でございます。

この福祉のまちづくり以前の問題になるかもしれませんが、私の友人で筋萎縮症の人がいまして、その方を外に連れて行ってあげるときに、私の持っている車だと、だっこして移乗しなきゃいけなかった。とても体力のいる補助でしたけれども。

東京都で福祉のまちづくり、あるいはほかの福祉の事業の中で、リフトのついた車、自動車のレンタルのような事業があるのか、ないのか。あれば、どのように周知し、申し込めるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。今の前野さんのリフト付福祉車両のレンタルについて、ご回答願えますか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 後ほど、正確な情報を確認してからご返答させていたいただければと思いますので、はい、よろしくお願いします。

○高橋部会長 織田さん、何かご存じですか。

○織田委員 私も知らないのですが、ぜひ、集約して教えていただきたいなと思いました。

そういった、旅行者にとっても、また突然そういったことが必要になった方々も、結構難民になってしまっているかなという感覚はあって、もし、既にされていたら申し訳なくと思いますが、そういった情報が当事者にすごく求められているものであります。

トヨタが、ウェルキャブがやっていたという情報はあります。トヨタさんのウェルキャブを借りられるとか、そういったことは広報されていたものは見たことがございますが、ただ、それは本当に、一事業者ということの認識ですので、かなり広い面で集約していただけたら、東京都としてもすごくいい取組なんじゃないかなと、今、思っております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

福祉車両については、それぞれ個人で借りることはトヨタレンタカーが、固有名詞を出しちゃいけませんけど、様々なレンタル会社が所有しているわけですけど、それに対して公的な補助だとか、支援だとか、そういうものがどこまであるかどうかと、もっと借りやすい制度ができているんだったら、それについて教えてほしいという。

あるいは、区、市町村独自で展開している場合も、ひょっとするとあるかもしれませんが、一般的には社協さんなんかがお持ちのものを借りたりというようなことなんかが多いんですけども、じゃあ、それについての情報も後ほどお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 後ほど確認してお答えいたします。

○高橋部会長 ありがとうございました。

ここで、今日の専門部会、全部整理し切れませんけども、令和6年度からの様々な推進計画の事業について、そして福祉のまちづくり担当の事業について、皆様からたくさんのご意見をいただきました。

いずれも、これまで積み残している部分はたくさんありますけれども、さらに、さらなる展開を進めていくという視点でのご意見だったというふうに受け止めていきたいというふうに思います。

改めてもう一度整理をし直しまして、事務局のほうから皆様方に発信できるように機会を捉えたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、福祉のまちづくり推進協議会の専門部会としては、これで終了させていただきたいと思いますが、最後に事務局のほうで何か連絡事項等ありましたら、お願ひしたいと思います。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 事務局でございます。

今回の専門部会、第7回でございます。第7回になりますけれども、12月頃に開催を予定しております。開催が近づきましたら、事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、机上の資料のうち5点の冊子は、事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次回、12月ということですが、できる限り、その状況を見て、また事務局とも相談させていただいて、今日出た、専門部会で出たご意見だとかご質問について共有できるような機会を捉えたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、本日の専門部会は、これで終了させていただきたいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。

(午前11時30分 閉会)